

「子ども安全・安心加速化プラン」に基づく主な施策の実施状況等

資料2

関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>I 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る</b>				
<b>1 通学（園）路等の安全対策</b>				
（1）地域のボランティア等の協力を得た登下校時の安全対策の推進				
○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進				
警察官OBや防犯の専門家等からなる地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）の全国展開を図り、全ての小学校を巡回指導できるようにするなど取組の強化を図る。また、地域住民に対して、学校や通学路において子どもの見守り活動等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を呼びかける。	文部科学省	○学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修、防犯の専門家や警察官OB等の地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による各学校の巡回・警備のポイント等の指導、モデル地域における実践的な取組を実施。（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業） 【文部科学省】  ◎地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（予算額） H18年度 1,404百万円 H19年度 1,405百万円	○事業実施地域数（全都道府県・指定都市） H17年度 61地域 H18年度 62地域 H19年度 64地域  ○委嘱者数 H18年度 2,646名	○引き続き、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備に努める。（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）
○スクールサポーター制度の導入の促進				
学校に関わる地域安全情報のきめ細かな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室の支援、問題を抱えた少年に対する学校と警察との連携した対応等のため、退職警察官等の人材を警察署に配置するスクールサポーター制度の導入を促進する。	警察庁	○都道府県警察によるスクールサポーター制度の導入を促進。【警察庁】	○警察委嘱によるスクールサポーターとして報告のあった者 H19.4.1 30都府県423人	○引き続き、スクールサポーター制度の拡充に努める。
○母親クラブ等地域における子どもの安全確保に向けた取組の推進				
母親クラブ、老人クラブなどの地域組織による子どもの見守り活動や、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターなどによる子どもの送迎等の取組を支援し、子どもの安全確保の活動を推進する。	厚生労働省	○母親クラブなどの地域組織による子どもの見守り活動の促進を図るため、当該活動に必要な経費を補助。  ◎地域組織活動育成事業 H18年度 252百万円 H19年度 221百万円  ○高齢者に就業機会を確保・提供するシルバー人材センターを活用し、就学前幼児に対する保育施設からの送迎、世話などの育児支援を実施。（高齢者活用子育て支援事業）  ◎高齢者活用子育て支援事業 H18年度 1,065百万円 H19年度 1,203百万円	○母親クラブ数 H17.10.1 2,990クラブ H18.10.1 2,839クラブ  ○高齢者活用子育て支援事業のシルバー人材センター実施団体数 H17年度 118団体 H18年度 142団体	○引き続き、活動に必要な経費の補助を実施する。  ○引き続き、地域における育児支援を推進する。

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○母親クラブ等地域における子どもの安全確保に向けた取組の推進（続き）</b>					
		<p>○子どもの預かりや保育施設からの送迎等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターの設置を支援するため、当該活動に必要な経費を補助。</p> <p>○老人クラブによる地域の見守り活動を含む地域を豊かにする各種事業を助成。 【厚生労働省】</p>	<p>○ファミリー・サポート・センター実施市区町村 H17年度末 437か所 H18年度末 480か所</p>	<p>○引き続き、ファミリー・サポート・センターの設置支援を実施する。</p> <p>○老人クラブによる地域の見守り活動を含む地域を豊かにする各種事業を実施する。</p>	<p>○ファミリー・サポートセンター実施市区町村 平成21年度 710か所 (子ども・子育て応援プラン)</p>
<b>○青少年育成団体等による子どもの安全確保の取組への参加の促進</b>					
<p>青少年に関わる各種民間団体や関係者等が、日常の青少年育成の取組の中で子どもの安全確保の活動にも積極的に参加・協力できるよう取組を進める。</p>	<p>内閣府 その他関係省庁</p>	<p>○平成18年度、地域の青少年行政関係者や青少年指導者等を対象に研究協議会を開催し、事例発表、討議等を行い、その成果を報告書にまとめ、全国の青少年関係団体等に配布。（青少年健全育成活性化方策研究協議会事業）</p> <p>◎青少年健全育成活性化方策研究協議会事業（予算額） H18年度 17百万円 H19年度 10百万円</p> <p>○平成19年度において、青少年育成団体等に協力する地域ボランティアの確保・養成等の実施に必要な経費を措置。（地域における青少年育成団体等による子どもの安全確保モデル事業） 【内閣府】</p> <p>◎地域における青少年育成団体等による子どもの安全確保モデル事業（予算額） H19年度 38百万円（新規）</p>	<p>○青少年健全育成活性化方策研究協議会開催実績 (H18年度) 全国を5ブロックに分け、各ブロックごとに研究協議会を開催。 (延べ約700名参加)</p>	<p>○引き続き、平成18年度の青少年健全育成活性化方策研究協議会の成果を踏まえ、青少年育成団体等による子どもの安全確保の取組を推進する。（地域における青少年育成団体等による子どもの安全確保モデル事業）</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>（２）スクールバスの導入</b>					
登下校時の安全確保のため、地域の路線バスのスクールバスとしての活用や企業、福祉施設等の所有するバスによる無料送迎の実施を含め、地域の関係者と連携しつつスクールバスの導入、運営を促進する。	文部科学省 警察庁 総務省 国土交通省	<p>○全国で地域の路線バスを登校時又は下校時にスクールバスとして活用する方策について関係省庁による検討を行い、関係者間の合意形成に基づく迅速な対応等について平成18年2月17日付けで通知を関係機関に発出。 【警察庁・総務省・文部科学省・国土交通省】</p> <p>○地域における路線バス等を活用した通学路の安全確保対策の導入に向けた検討会議の開催や試行的運行等を支援。（通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業）【文部科学省】</p> <p>◎通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業（予算額） H19年度 115百万円（新規）</p> <p>○地域の路線バスをスクールバスとして活用する取組について、関係者からなる協議会において合意がなされた場合に、標準処理期間の短縮等、必要な手続の弾力化を実施し、迅速な対応を可能とする環境を整備。【国土交通省】</p>	<p>○路線バスを活用したスクールバスの実施地域 H19.4.1 18府県以上</p>	<p>○地域における具体的な取組み状況を踏まえ、必要な措置を検討する。</p> <p>○引き続き、スクールバスの導入に向けた取組の推進に努める。（通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業）</p> <p>○引き続き、関係各省庁と連携を図り、取組を推進する。</p>	
<b>（３）放課後対策の推進</b>					
子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごせる活動拠点（居場所）を地域の中に確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」（仮称）を創設する。	文部科学省 厚生労働省	<p>○平成19年度より、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る「放課後子どもプラン」を実施し、そのために必要な経費を補助。【文部科学省・厚生労働省】</p> <p>◎放課後子ども教室推進事業（予算額） H19年度 6,820百万円（新規）</p> <p>◎放課後児童健全育成事業等（予算額） H18年度 12,015百万円 H19年度 15,849百万円</p>	<p>○放課後児童クラブ H17.5.1 15,184か所 H18.5.1 15,857か所</p> <p>（参考） ○地域子ども教室 H17年度 7,954か所 H18年度 8,313か所</p>	<p>○引き続き、様々な機会を通じて自治体の取組を促すとともに、必要な経費の補助を実施する。</p>	<p>○今後、原則としてすべての小学校区での実施を目指す。</p>

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>（４）情報通信技術や防犯ブザー等を用いた子どもの安全確保の推進</b>					
<b>○ユビキタスネットワーク技術等を活用した安全確保</b>					
電子タグやセンサーネットワークなどのユビキタスネットワーク技術の研究開発を推進するとともに、効果的な事例等の情報提供を行うことにより、地方自治体や学校等の実情に応じた安全確保システムの導入、普及を図る。	総務省	<p>○電子タグやセンサーネットワークなどのユビキタスネットワーク技術を、子どもの安全確保システムに利用することで、登下校時等の子どもの安全確保を推進。</p> <p>◎電子タグ高度利活用技術に関する研究開発（予算額） H18年度 598百万円 H19年度 448百万円</p> <p>◎ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発 H18年度 302百万円 H19年度 211百万円</p> <p>○地方公共団体及び民間団体等に対し、ICT（情報通信技術）を利活用した地域に最適な児童見守りのシステムモデルの構築・評価を委託。（地域児童見守りシステムモデル事業） 【総務省】</p> <p>◎地域児童見守りシステムモデル事業（予算額） H18年度（補正）1,220百万円</p>	<p>○地域児童見守りシステムモデル事業 委託地域数 H18年度 16地域</p>	○引き続き、ユビキタスネットワーク等の研究開発を実施するとともに、事例集やモデル事業の成果の公表等を通じてシステムの普及促進を図る。	
<b>○子ども防犯ブザーの実効性の確保</b>					
子どもが携帯する防犯ブザーの音色や音量、耐久性、操作性等の性能基準を策定し、これに適合した製品の普及を促進することにより、防犯ブザーによる安全確保の実効性を向上させる。	警察庁 文部科学省 経済産業省	○関係省庁等による検討会議を設置し、防犯ブザーの性能基準を定める（平成18年11月30日）とともに、優良ブザーの推奨制度について関係機関に周知。【警察庁・文部科学省・経済産業省】		○引き続き、関係機関、団体との一層の連携を図り、防犯ブザーの普及促進に努める。	
<b>（５）学習塾等における子どもの安全確保の推進</b>					
「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」について、関係行政機関に対する周知に努めるとともに、関係団体への指導、セミナーの開催等を通じて、学習塾のみならず、子どもを対象とした教育産業に携わる全国の事業者に対し周知・普及を図る。	内閣府 警察庁 文部科学省 経済産業省	○「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」を平成18年3月17日付けで全都道府県警察本部及び教育委員会に配布するとともに、同ガイドラインの周知・普及のため、全国9か所において、「学習塾等に通う子どもの安全対策セミナー」（主催：（社）全国学習塾協会。共催：経済産業省。後援：内閣府、警察庁、文部科学省）を開催。【内閣府・警察庁・文部科学省・経済産業省】	○セミナー開催実績 京都、東京、大阪、広島、福岡、名古屋、札幌、仙台、宇都宮	○引き続き、関係機関、学習塾等との連携を図り、「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」の周知及び子どもの安全確保に対する取組を図る。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>2 子どもの安全に関する効果的な情報共有の推進</b>					
<b>(1) 不審者情報等の効果的な共有ネットワークの普及</b>					
<p>小学校と警察署において構築された不審者情報の共有ネットワークについて、さらに「子ども110番の家」や自主防犯パトロール団体等を対象としてネットワークの拡充を進める。また、地域住民からの不審者情報等の積極的な提供を促進するとともに、迅速性、利便性に配慮して、様々な媒体を活用し、住民ニーズに的確に対応した防犯情報の提供を進める。</p>	警察庁	<p>○地域の実情に応じ、都道府県警察のウェブサイトや携帯電話のメール機能等を利用したネットワークを構築し、「子ども110番の家」のほか、情報の提供を希望する地域住民に対する情報提供を推進。</p> <p>○子どもや女性を被害者とする福祉犯及び人身取引事犯について、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供した上、事件の解決に寄与した情報には情報料を支払う仕組みの導入（平成19年10月頃から実施予定）。（子ども等を守るための匿名通報モデル事業（仮称）） 【警察庁】</p> <p>◎子ども等を守るための匿名通報モデル事業（仮称）（予算額） H19年度 40百万円（新規）</p>	<p>○「子ども110番の家」の数（警察庁が把握している数） H18年12月 約189万か所</p>	○引き続き、情報提供体制の拡充に努める。	
<b>(2) ITを活用した効果的な情報共有の推進</b>					
<p>ウェブサイトや電子メール等を活用した効果的な情報発信、共有システム構築のための調査研究を推進し、普及を図る。</p>	文部科学省	<p>○子どもの安全に関し、ITを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できるような取組をモデル地域において推進。（子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究）【文部科学省】</p> <p>◎子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究（予算額） H18年度 208百万円 H19年度 159百万円</p>	<p>○モデル事業実施数 H18年度 33地域 H19年度 47地域（予定）</p>	○引き続き、子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究を実施する。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>3 子どもの安全・安心を確保したまちづくりの推進</b>					
<b>(1) 学校や通学路の安全に配慮したまちづくりの推進</b>					
関係者が連携して学校や通学路の安全点検を実施し、危険箇所の解消に向けて防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。	警察庁 文部科学省 農林水産省 国土交通省	<p>○通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置の整備を促進。【警察庁】</p> <p>○通知や会議等において学校や通学路の安全点検の定期的な実施を促すとともに、定期的に学校の安全管理の取組状況について調査し、結果を公表。【文部科学省】</p> <p>○地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道及びこれに係る付帯施設として照明施設等の設置を支援するなど、防犯に配慮したむらづくりを推進。【農林水産省】</p> <p>○防犯まちづくり関係省庁協議会で取りまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」に基づき、まちづくり交付金・地域住宅交付金等を活用し、防犯まちづくりを推進する地方公共団体を支援。【国土交通省】</p>	<p>○子ども緊急通報装置の整備 H14年度 47地区 329基 （「子どもを守る緊急支援対策事業」として実施） H16年度 6地区 39基 H17年度 2地区 10基 H18年度 2地区 12基 合計57地区 390基</p> <p>○全国の小学校における安全点検の実施状況 H17年度 学校 98.2% 通学路 98.6%</p> <p>○まちづくり交付金・地域住宅交付金を活用した地方公共団体の支援状況 まちづくり交付金 H17年度 519自治体の内数 H18年度 664自治体の内数 H19年度 764自治体の内数 地域住宅交付金 H17年度 193計画の内数 H18年度 316計画の内数 H19年度 360計画の内数</p>	<p>○引き続き、スーパー防犯灯、子ども緊急通報装置の拡充に努める。</p> <p>○引き続き、会議等で安全点検の実施を促すとともに調査を実施するなど、安全管理の徹底に努める。</p> <p>○引き続き、現在の取組を継続し、防犯に配慮したむらづくりを推進する。</p> <p>○引き続き、現在の取組を継続し、防犯まちづくりを推進する地方公共団体を支援する。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>(2) 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の全国展開</b>					
地域住民が公民館等を活動拠点として行う自主防犯・防災活動について、このような活動を支援するモデル事業を実施し、活動の全国展開を図る。	警察庁 総務省	<p>○通学路警戒活動に役立つ物品の無償貸与など公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援。（子どもを守る「地域安全安心ステーション」モデル事業の拡充）【警察庁】</p> <p>◎子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業（新規） H18年度 128百万円 H19年度 154百万円</p> <p>○地域の安心・安全を確立し、地域防災力を向上させるために、防災・防犯が連携した活動を行うモデル事業を引き続き実施し、全国展開に向けた普及啓発を実施。（地域安心安全ステーションモデル整備事業）【総務省】</p> <p>◎地域安心安全ステーションモデル整備事業（新規） H18年度 37百万円 H19年度 11百万円</p>	<p>○モデル事業指定地区数 H17年度 231地区 H18年度 100地区 H19年度 100地区 合計 431地区</p> <p>○モデル事業指定団体数 H16年度 15団体 H17年度 100団体 H18年度 103団体 H19年度 103団体 合計 321団体</p> <p>○H18年度 シンポジウム（東京）、出前講座（6県）等</p>	<p>○引き続き、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援する。</p> <p>○平成19年度は、シンポジウム、出前講座等全国展開に向けた普及啓発活動を行い、地域防災力向上に努める。</p>	○モデル事業実施数 平成20年度 新規100地区指定
<b>(3) バス、タクシー、鉄道事業者による子どもの安全確保の取組の推進</b>					
<b>○バス、タクシー事業者による取組の周知</b>					
バス、タクシーの車体にステッカーを貼り、子どもの保護や、不審者や事件等を目撃した場合の警察への通報を実施する等の、子どもの安全を確保する事業者の取組について周知を図る。	国土交通省	○バス、タクシー事業者に対し、ステッカー貼付などにより、子どもの安全の確保に努めるよう広報、啓発を実施。【国土交通省】	<p>○バス実施地域 H19.4.1 16都道府県</p> <p>○タクシー実施地域 H19.4.1 全都道府県</p>	○引き続き、現在の取組を継続し、関係機関・団体との一層の連携を図り、事業者の取組を促進する。	
<b>○鉄道事業者による取組の推進</b>					
実施駅の改札口又は駅事務室付近に「子ども110番の駅」のステッカーを貼り、子どもが助けを求めてきた場合に保護するなど、鉄道事業者による、安全・安心な地域づくりに貢献する取組を推進する。	国土交通省	○全国の多くの鉄道事業者において「子ども110番の駅」の取組を実施。【国土交通省】	<p>○「子ども110番の駅」実施事業者数・実施駅数 H18.4.1 171社局 2,819駅 H19.4.1 171社局 2,838駅</p>	○引き続き、鉄道事業者による取組を推進する。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>4 子どもの成育環境の改善</b>					
<b>(1) インターネットや各種メディアの違法・有害情報等への対策の強化</b>					
<b>○各種メディアの有害情報対策の推進</b>					
有害情報対策のための全国フォーラムの開催や青少年向けリーフレット等の作成・配布を行うとともに、モデル地域において有害な図書やビデオから青少年を守る取組や広報啓発活動を推進する。	文部科学省	○平成19年1月に子ども向け啓発リーフレットを120万部作成し、全国の小学校6年生に配布、同年2月に全国フォーラムを開催。また、都道府県において、親子を対象とした有害情報の危険性について学ぶ講座の実施などメディア対応能力を育成するため機会の提供等を実施。 （青少年を取り巻く有害環境対策の推進）【文部科学省】	○事業実施都道府県数 H17年度 17都道府県 H18年度 19都道府県	○引き続き、地域における推進体制の整備を図る。（青少年を取り巻く有害環境対策の推進）	
<b>○インターネット環境対策の推進</b>					
保護者や事業者に対する意識啓発の強化、関係機関・ボランティア等が連携したサイバーパトロールの強化、児童ポルノ画像等の迅速的確な事案対処能力の向上など対策を推進する。	警察庁	○子ども、保護者、学校職員等に対し、インターネット上の違法・有害情報に起因した犯罪、子どもを被害者とするサイバー犯罪等の具体的な事例の紹介、フィルタリング導入の促進等を行うサイバーセキュリティ・カレッジを開催。  ○出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図るため、中学生及び高校生向けのリーフレットを配布。  ○サイバーパトロールモニターについて、真に適性を有する者への委嘱、活動状況の把握等による効果的なサイバーパトロールの推進。  ○各都道府県警察の児童ポルノ事犯取締り担当者に対し、具体的な検挙事例を示した捜査研修を実施し児童ポルノ事犯の取締りを強化。 【警察庁】	○サイバーセキュリティ・カレッジ開催数（「情報セキュリティの日」関連行事開催時期（H18年1月26日から同年3月2日まで）約210か所  ○リーフレットの配布数 H17年度 約90万部 H18年度 約150万部 H19年度 約160万部	○引き続き、各種広報啓発活動を推進する。  ○引き続き、児童ポルノ事犯の迅速的確な取締りを実施する。	



	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○官民連携したインターネット上の違法・有害情報対策の推進</b>					
インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼等を行うインターネット上の「ホットライン」業務の適切な運用を推進する。	警察庁 総務省	○平成18年6月から、警察庁が民間団体に「ホットライン」業務を委託し、「インターネット・ホットラインセンター」を運用。また、平成19年4月からは、海外のI N H O P E（各国のホットライン相互間の連絡組織）加盟団体と連携し、違法・有害情報対策を推進。【警察庁・総務省】	○インターネット・ホットラインセンターがプロバイダ等に対して削除依頼を行った違法・有害情報のうち、削除された件数（H18年6月から同年11月まで） 722件	○インターネット・ホットラインセンターに関する広報及び同センターの業務対象外となっている通報への対応について、関係機関・団体等の協力を確保する。  ○インターネット・ホットラインセンターが現在業務対象外としている通報も含め、通報内容の分析を実施する。	
<b>○フィルタリングソフトの普及</b>					
携帯端末や動画に対応したフィルタリングソフトの配布・普及を推進するとともに、フィルタリングの新たなレイティング基準（Safety Online3）の周知等を図る。また、「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」（平成18年3月に関係業界団体が公表）等に基づき、関係省庁、関係事業者等が連携しつつ、メールマガジンやセミナー等を通じて、フィルタリングの周知等を推進する。	総務省 経済産業省	○フィルタリングの普及を図るため、総務省メールマガジンやフィルタリングの周知啓発リーフレットを作成し、各総合通信局、消費者相談センター及び警察署等を通じて、学校や保護者に配布。  ○平成18年11月、携帯電話事業者等に対し、普及促進に関する自主的取組の強化を要請。  ○平成19年2月、警察庁及び文部科学省と合同で、携帯電話のフィルタリングについて、学校関係者や保護者を始めとする住民に対し、その周知啓発活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に依頼。 【総務省】  ○フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施。  ○「フィルタリング普及啓発アクションプラン」等に基づき、関係省庁、関係事業者等が連携しつつ、メールマガジンやセミナー、HPを通じた情報提供等を通じて、フィルタリングの周知等を推進。 【経済産業省】	○リーフレット配布部数 部数：100万部  ○平成18年11月の総務省の要請を受け、携帯電話事業者は自主的取組を強化し、フィルタリングの利用に関する保護者の意思確認を確実に行えるよう、携帯電話事業者は契約申込書及び親権者同意書の改訂をすべて実施。  ○無償配布フィルタリングソフトのダウンロード数 H18年度 27,259件	○引き続き、関係事業者、関係機関等と連携してフィルタリングの周知等を推進する。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○プロバイダ等による自主的措置の検討</b>					
インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の対応に関し、情報の違法性の判断や自主的対策を効果的に支援する方策について検討を進める。	総務省	○「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」最終報告書（平成18年8月25日）を受け、業界団体によるガイドライン及びモデル約款の策定を支援。【総務省】	○業界団体による「インターネット上の違法情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定・運用の開始。（H18年11月）	○引き続き、電気通信事業者団体によるガイドラインの周知や運用を支援することで、プロバイダ等による違法・有害情報の削除などの自主的対応を支援する。	
<b>○子どもの非行や犯罪被害を助長するおそれのある違法・有害情報への対策等の検討</b>					
インターネット上の性や暴力等の違法・有害情報や、子どもを性的対象とする画像等のもたらす被害への対策、また子どものインターネットやゲーム依存の問題への対策等について検討を進める。	警察庁	○「バーチャル社会のもたらす被害から子どもを守る研究会」において、違法・有害情報をもたらす被害や、その対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について審議し、平成18年12月に報告書取りまとめ。  ○平成19年2月、携帯電話のフィルタリング利用促進に関する総務省及び文部科学省と合同の通達を发出。【警察庁】		○引き続き、関係機関・団体等と連携し、携帯電話のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策の強化に努める。	
<b>（2）少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化</b>					
歓楽街等における官民一体となった環境浄化対策の推進のため、少年指導委員等ボランティアの効果的な指導・教育を行うための指導教養教材の開発、知識・技能等の効果的な研修の実施、ボランティアによる自主的な取組を活性化させるための広報啓発の実施等を推進する。	警察庁	○少年指導委員の効果的な指導・教育を行うため、少年指導委員に対する指導用資料・指導用DVDを作成し、全都道府県警察へ配布。  ○ボランティア活動の活性化を図るため、民間団体で実施された若手少年警察ボランティアを対象にした研修会における説明や資料配布等の支援を実施。【警察庁】	○配布部数 資料：2,100部配布 DVD：各1部配布	○引き続き、少年指導委員に対する研修を実施する。  ○引き続き、ボランティア活動の活性化のため、支援を実施する。	○毎年1回以上、少年指導委員に対する研修を実施する。

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>Ⅱ 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む</b>					
<b>1 非行・犯罪被害防止に向けた取組や情報モラル教育等の充実</b>					
<b>(1) 非行防止に向けた取組の推進</b>					
<b>○学校における非行防止教室の充実</b>					
「非行防止教室等プログラム事例集」や「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」の普及を図り、地域の実状に応じた学校における非行防止教室の充実を図る。	文部科学省 警察庁	○非行防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図るとともに、平成18年5月に警察庁及び文部科学省で共同作成した「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」について、小中学校等に配布し、会議等において各教育委員会等に対して周知。【警察庁・文部科学省】	○非行防止教室開催校数、開催回数 H17年度 23,640校、27,434回 H18年度 24,336校、28,901回  ○「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」配布部数（H18年度実施） （配布先） 1,987件 （数量） 42,320部	○様々な機会を通じて、各教育委員会等に対して周知するなどして、非行防止教室の推進を図る。	
<b>○地域の協力を得た非行防止に向けた取組の活性化</b>					
保護者やPTA、ボランティア、関係機関等の参加を得て家庭や地域と連携した取組を推進する。「中学生サポート・アクションプラン」に基づき、学校担当保護司と中学校が連携した取組を推進する。	文部科学省 法務省	○保護司が、少年の問題行動に対する地域のサポートチームの構成員として中学校と連携して「中学生サポート・アクションプラン」に基づいた取組を実施するとともに、こうした活動の事例を取りまとめ。【法務省・文部科学省】  ○学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを促進。また、全国6ブロックで、関係機関が一同に会する協議会を開催。（問題行動に対する地域における行動連携推進事業）【文部科学省】  ◎問題を抱える子ども等の自立支援事業（予算額） H19年度 1,227百万円（新規）	○保護司が中学校に赴き、少年の諸問題について協議等を行った回数 H18年度 34,991回  ○サポートチーム等地域支援システム指定団体 H17年度から継続団体数 130団体 H18年度新規団体数 51団体 合計 181団体	○引き続き、これまでの活動事例を基に現在の取組を推進する。  ○暴力行為、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応など関係機関と連携した効果的な取組について調査研究を実施。（「問題を抱える子ども等の自立支援事業」（新規））	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>(2) 薬物乱用防止教育の推進</b>					
警察職員、麻薬取締官〇B等の協力を得た薬物乱用防止教室の開催や、MDMA等合成麻薬及び違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）乱用防止のための緊急対策として地域フォーラムの全国開催等の取組を推進する。	文部科学省 警察庁 厚生労働省	<p>○薬物乱用防止教室の開催を支援するため、警察職員、麻薬取締官〇B等の外部講師に対する講習会を実施するとともに、MDMA等合成麻薬及び違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）乱用防止のための緊急対策として地域フォーラムの全国開催等の取組を実施。【文部科学省】</p> <p>○薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性に関する正しい知識を修得させ、薬物乱用の根絶を図ることを都道府県警に指示し、広報啓発等を強化。【警察庁】</p> <p>○薬物乱用防止のため、啓発読本（全小中学校、小6全児童保護者）の配布を実施。また、MDMA・大麻に特化した乱用防止のための啓発読本（中1全生徒）、違法ドラッグ（いわゆる「脱法ドラッグ」）に特化した乱用防止のためのリーフレット（全中高生）の配布を実施。【厚生労働省】</p>	<p>○薬物乱用防止教室推進事業の実施地域 H17年度 39都道府県 H18年度 40都道府県</p> <p>○フォーラムの開催数 H18年度 2か所</p> <p>○啓発読本の配布部数 H17年度 約130万部 H18年度 約130万部 H19年度 約130万部(予定)</p> <p>○リーフレットの配布部数 H17年度 MDMA・大麻約750部 H18年度 MDMA・大麻約120部、違法ドラッグ約120万部 H19年度 MDMA・大麻約120部(違法ドラッグと統合)(予定)</p>	<p>○引き続き、警察職員、麻薬取締官〇B等の協力を得た薬物乱用防止教室の開催等の充実に努める。</p> <p>○様々な機会を通じて、薬物乱用防止教室の開催を推進する。</p> <p>○薬物乱用防止の啓発を図るため、引き続き、小中高生等に配布を実施する。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>（３）情報モラルやメディアリテラシーの教育の推進</b>					
<b>○学校における情報モラル教育等の推進</b>					
学校において非行防止教室等とネットセーフティ教室を連動して実施すること等により、子どもが情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける機会を充実するとともに、保護者や教員、地域ボランティア等に対してもこれらを学ぶ機会を充実を図る。	警察庁 文部科学省	○子ども、保護者、学校職員等に対し、インターネット上の違法・有害情報に起因した犯罪、子どもを被害者とするサイバー犯罪等の具体的な事例の紹介、フィルタリング導入の促進等を行うサイバーセキュリティ・カレッジを開催。（再掲）  ○出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図るため、中学生及び高校生向けのリーフレットを配布。（再掲）【警察庁】  ○情報モラルの指導内容を体系的にまとめた「情報モラル指導モデルカリキュラム」及び本モデルカリキュラムに対応した「情報モラル指導実践キックオフガイド」を作成し、全国の教育委員会、学校の現場等に配布。（情報モラル等指導サポート事業）【文部科学省】	○サイバーセキュリティ・カレッジ開催数（「情報セキュリティの日」関連行事開催時期（H18年1月26日から同年3月2日まで）約210か所  ○リーフレットの配布数 H17年度 約90万部 H18年度 約150万部 H19年度 約160万部  ○キックオフガイドの配布部数 H18年度 60万部	○引き続き、各種広報啓発活動を推進する。  ○平成19年度は、情報モラル教育の指導事例等を紹介するWebサイトを作成したり、セミナーを開催し、情報モラル指導について一層の普及を図る。	
<b>○指導マニュアルや教材等の開発</b>					
インターネット、携帯電話等に関するメディアリテラシーに係る指導マニュアルや教材等について調査開発を行い、広く普及する。	総務省	○子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話等を使用できるようにするため、平成18年度に総合的なICTメディアリテラシー育成プログラムを開発。【総務省】	○総合的なICTメディアリテラシー育成プログラム「伸ばそうICTメディアリテラシー ～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を開発。（H18年度）	○平成19年度、開発した育成プログラムを広く利用できる環境を構築し、普及を図る。また、導入効果の検証等を行い、育成プログラムの更新に反映させる。	
<b>（４）防犯教育の推進</b>					
<b>○効果的な教材等の作成・普及</b>					
実践的な取組事例集や子ども向けリーフレットの普及を図るとともに、最近の児童への声かけや連れ去り手段等の犯行手口を踏まえた効果的な被害防止教育のための教本等の作成を促進する。	警察庁 文部科学省	○平成19年度予算において、子ども防犯テキストの改訂に必要な経費を措置済。【警察庁】  ○防犯教室用の小学校低学年向けのリーフレット「大切ないのちとあんぜん」をすべての小学校1～2年生（平成19年4月現在）へ配布。【文部科学省】	○子ども防犯テキスト「みんなで気をつけようね」の改訂 H19年度 10百万円（新規）	○子ども防犯テキストを活用した被害防止教育の積極的な推進に努める。  ○引き続き、各種教材の普及・促進に努める。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○効果的な被害防止教育の推進</b>					
子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型の教育など効果的な被害防止教育を推進するとともに、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施等を通じて学校における教育内容・方法の一層の改善充実を図る。	警察庁 文部科学省	○各都道府県警察において、寸劇、紙芝居、地域安全マップの作成等参加・体験型教育のほか、子ども被害防止教室専従班の設置等による効果的な被害防止教室を推進。【警察庁】  ○防犯や応急手当等についての訓練等を実施する防犯教室の開催を推進するため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会を実施。【文部科学省】	○被害防止教室の実施数 H18年12月 約27,000教室  ○事業実施数 H17年度 47都道府県（うち2県は独自の取組を実施） H18年度 47都道府県（うち2県は独自の取組を実施）	○引き続き、効果的な被害防止教室の推進に努める。  ○引き続き、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会を実施し、効果的な子どもの防犯教育に努める。	
<b>2 健全な心を育む体験活動等の充実</b>					
<b>（1）学校等における体験活動等の推進</b>					
児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、成長段階に応じた自然体験、職場体験、社会奉仕体験等の体験活動を積極的に推進するとともに、地域におけるスポーツの振興を図る。	文部科学省	○他校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、その成果を全国に普及。（豊かな体験活動推進事業）  ◎豊かな体験活動推進事業（予算額） H18年度 470百万円 H19年度 713百万円  ○誰もが身近にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進。 【文部科学省】	○事業実施校数 H17年度 940校 H18年度 1,175校 H19年度 1,645校  ○総合型地域スポーツクラブの育成数（育成中を含む。） H17年度 783市区町村 2,155クラブ H18年度 786市区町村 2,416クラブ	○引き続き、学校における体験活動を推進する。平成19年度は、特に「学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト」において、長期宿泊体験活動を推進する。（豊かな体験活動推進事業）  ○引き続き総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進する。	
<b>（2）青少年の自立支援事業の推進</b>					
青少年等が自然体験や仲間との共同生活体験、ボランティア活動等を通じて実社会にふれる体験など多様な体験活動等に取り組む機会を提供することにより、青少年の主体性・社会性を高め、自立した成長を支援する取組を推進する。	文部科学省	○不登校やニートなど悩みを抱える青少年に向けた自然体験や生活体験、社会体験などへの参加を促すモデル事業を実施。（青少年の自立支援事業）【文部科学省】	○事業実施数（委託事業数） H17年度 36地域 H18年度 47地域	○引き続き、青少年の自立を支援するため、意欲や社会性を高める自然体験や社会体験などの充実を図る。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>（３）農林漁業体験活動の促進</b>					
子どもたちの農業・林業・漁業における様々な体験の機会を拡大するため、受入に関する情報提供等を推進する。	農林水産省	<p>○将来の就農につながるよう農業体験活動に取り組む子どもたちの全国的な交流の場づくりの支援及び農業体験学習の受入れに関する情報提供等への支援を実施。</p> <p>○インターネットを活用した森林環境教育活動に係る全国情報の受発信や普及啓発など共通的な条件整備を推進。</p> <p>○地域資源を活かした農山漁村づくりを円滑に推進するため、自然環境教育に資する農林漁業体験学習等の場等、都市と農山漁村の交流の拠点となる施設の整備を実施。 【農林水産省】</p> <p>◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（予算額） H19年度 34,088の内数（新規）</p>	<p>○活動コンクール（H17年度（応募作品95点）、H18年度（応募作品153点））、全国交流会開催（H17年度、18年度開催）</p> <p>○森林環境教育ネットワーク運営（メールマガジン発行2回/月）、シンポジウム開催（H18年度）</p>	<p>○引き続き従来の施策を行なうとともに、農業・農村体験活動を定着させるための情報提供等を支援する。</p> <p>○森林環境教育活動のモデルとなる施設や活動の評価基準の検討・策定、人材育成のための研修会の企画・開催等を推進する。</p> <p>○平成19年度より創設された「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、これまで農村・山村・漁村地域別々に施設等の整備を行うものであった事業を、農・林・水1つの計画で一体的かつ弾力的に実施する。</p>	
<b>（４）脳科学等の研究成果の教育への応用</b>					
子どもの情動や心の発達に関する脳科学等の科学研究の成果を教育等へ応用するための方策について調査研究し、学校や家庭・地域において効果的な教育活動が行われることを目指す。	文部科学省	<p>○専門家を集めた調査研究会議を開催し、情動の科学的解明と教育等への応用について調査研究を実施。（情動の科学的解明と教育等への応用に関する調査研究）【文部科学省】</p> <p>◎情動の科学的解明と教育等への応用に関する調査研究（予算額） H18年度 14百万円</p> <p>◎子どものこころの成長に関する基盤整備事業（予算額） H19年度 13百万円（新規）</p>		○引き続き調査研究を実施。（「子どものこころの成長に関する基盤整備事業」（新規））	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>Ⅲ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する</b>					
<b>1 立ち直り支援体制の充実</b>					
<b>(1) 関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進</b>					
<b>○関係機関の協議会の推進等による立ち直り支援の強化</b>					
<p>各地域において少年の立ち直りに関わる教育、警察、福祉、更生保護、労働等の関係機関が一堂に会する協議会を開催し、少年サポートチームの円滑な実施方策や、民生・児童委員との効果的な連携の在り方、保護観察中の少年等の支援の在り方、就学・就労に至るまでの継続的な支援の在り方、関係機関による情報共有の在り方等の諸課題について検討を行い、支援の円滑な推進を図る。</p>	<p>警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 その他関係省庁</p>	<p>○地域ブロックごとに「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、関係機関が連携をとるに当たっての課題等について具体的な情報交換・意見交換等を実施。（問題行動に対する地域における行動連携推進事業）【警察庁・文部科学省】</p> <p>○保護司が、少年の問題行動に対する地域のサポートチームの構成員として中学校と連携して「中学生サポート・アクションプラン」を実施。【法務省】（再掲）</p> <p>○学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを促進。（問題行動に対する地域における行動連携推進事業）【文部科学省】（再掲）</p> <p>◎問題を抱える子ども等の自立支援事業（予算額） H19年度 1,227百万円（新規）</p> <p>○市町村において非行児童などの要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会に、民生委員・児童委員を始めとする関係機関が参画して非行児童等の支援を実施。</p> <p>○地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、ニート状態にある若者等の置かれた状況に応じた専門的な相談や、職業意識啓発プログラムを実施。地域におけるネットワークを構築し各支援機関への適切な誘導を実施。 【厚生労働省】</p>	<p>○平成18年度「問題行動に対する連携ブロック協議会」を全国6ブロックで開催。</p> <p>○保護司が中学校に赴き、少年の諸問題について協議等を行った回数 H18年度 34,991回</p> <p>○サポートチーム等地域支援システム指定団体 H17年度から継続団体数 130団体 H18年度新規団体数 51団体 合計 181団体</p> <p>○市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む）の設置率 H17.6 51.0% H19.3 85.1%（見込み）</p> <p>○地域若者サポートステーション設置数 H18年度 25か所 H19年度 50か所</p>	<p>○引き続き、関係機関との協議会を開催する予定。</p> <p>○引き続き、これまでの活動事例を基に現在の取組を推進する。</p> <p>○暴力行為、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応など関係機関と連携した効果的な取組について調査研究を実施する。（「問題を抱える子ども等の自立支援事業」（新規））</p> <p>○引き続き、現在の取組を継続し、関係機関・団体との一層の連携の推進を図る。</p> <p>○引き続き、現在の取組を継続し、関係機関・団体との一層の連携の推進を図る。</p>	<p>○平成21年度までに全市町村に設置。（子ども・子育て応援プラン）</p>



	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>少年補導センターにおける総合的支援事業の実施、普及</b>					
複数の少年補導センターにおいて、立ち直り支援の「総合コーディネーター（仮称）」を配置し、警察、教育、福祉、労働等の関係機関とも連携しながら、困難を抱える少年の就学・就労等に至るまでの立ち直りを個別的・継続的に支援するモデル事業を行い、結果を踏まえて事業の普及を図る。	内閣府 その他関係省庁	○都道府県等に「総合コーディネーター」とこれを支える仕組みとしての「知恵袋会議」を試験的に設置し、この取組の効果及び課題等につき情報を収集するモデル事業の実施に向けた検討に着手。【内閣府】  ◎少年補導センターを活用した青少年の社会的自立のための総合的支援モデル事業（予算額） H19年度 14百万円（新規）		○平成19年度に各補導センターで収集した成果を持ち寄り、学識経験者も含めた「少年補導センターにおける総合コーディネーターの在り方に関する検討会」にて議論の上、全国に発信できる取組について検討する。	
<b>○関係機関の連携した少年サポートチームの拡充</b>					
非行少年の立ち直りの支援のため、関係省庁において少年サポートチームの効果的な実施方策の検討を行うほか、青少年相談に関する各種研修会等の場で好事例の紹介・普及等を行い、さらなる拡充を図る。	内閣府 その他関係省庁	○「平成17年度 少年非行事例等に関する調査研究報告書」に少年サポートチームによる活動の好事例を盛り込み、少年補導センター職員等の研修の場等にて紹介。【内閣府】  ○「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」（平成16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ）の趣旨を踏まえ、各都道府県警察に対し、会議の場等を通じて関係機関等と構成する少年サポートチームとのより効果的な連携を推進するよう指示。【警察庁】	○警察庁に報告のあったサポートチーム活動件数 H18.1.31 1,059件 H19.1.31 1,101件	○引き続き、関係省庁において少年サポートチームによる活動の更なる拡充を図る取組を推進する。  ○引き続き、少年サポートチームの形成促進に努める。	
<b>○問題を抱えた児童生徒への学校教育における支援の充実</b>					
問題を抱えた児童生徒の悩みや困難を受け止め適切に対応するため、学校と関係機関が連携したサポート体制の充実や、学校における教育相談体制の整備など生徒指導体制の充実を図る。	文部科学省	○平成19年度より新たに、不登校、暴力行為、いじめ等の早期発見・早期対応など問題を抱える児童生徒の支援を行うための効果的な取組についての調査研究を実施。（問題を抱える子ども等の自立支援事業）（再掲）  ◎問題を抱える子ども等の自立支援事業（予算額） H19年度 1,227百万円（新規）  ○スクールカウンセラーを活用するための効果的な取組についての調査研究を実施。  ○地域の人材を活用した「子どもと親の相談員」の配置及び生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」の配置を推進している。【文部科学省】	○スクールカウンセラーについては平成18年度計画で中学校を中心に約1万校に配置。 H17年度 9,547校 H18年度（実績集計中）  ○子どもと親の相談員の配置 H17年度 全国974校 H18年度 全国968校  ○生徒指導推進協力員の配置 H17年度 全国223地域 H18年度 全国259地域	○引き続き、問題を抱える子ども等の自立支援事業の中で取り組んでいる当該事例について全国的な普及を図る。  ○引き続き、スクールカウンセラーの配置・活用を推進する。  ○引き続き「子どもと親の相談員」、「生徒指導推進協力員」の配置を推進する。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○非行少年の就労支援等の推進</b>					
矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。	法務省 厚生労働省	<p>○平成18年度から、各保護観察所において、公共職業安定所と連携して、保護観察対象者等の就労支援のメニューとして、職場体験講習、トライアル雇用、セミナー、身元保証システム等を推進。</p> <p>○少年院在院者に対して進路指導及び職業補導を実施して就労に対する心構えを身に付けさせるとともに、ハローワーク職員による職業講話、職業相談、職業紹介等の就労支援を行い、円滑な保護観察への移行を支援。</p> <p>○協力雇用主の紹介パンフレットを作成し、事業主に対して、説明するなどして協力雇用主の拡大を促進。 【法務省】</p> <p>○平成18年度から刑務所出所者等に対し、ハローワークと更生保護機関等とが連携し、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、その就労による自立を促進。【厚生労働省】</p>	<p>○保護観察終了時における無職者数（刑務所出所者等を含む。） H17年度 10,532人/49,866人 H18年度 9,620人/47,622人（速報値）</p> <p>○協力雇用主数 H18.4.1 5,734人 H19.4.1 5,778人</p> <p>○刑務所出所者等就労支援事業等による就職者数（刑務所出所者等を含む。成人を含む。） H18年度 1,438人</p>	<p>○引き続き、現在の取組を推進する。</p> <p>○引き続き進路指導及び職業補導によって就労に対する心構えを身に付けさせるとともに、ハローワーク職員等と連携をとり、総合的就労支援策を推進することにより、円滑な保護観察への移行に努める。</p> <p>○引き続き、現在の取組を推進する。</p> <p>○実施状況等を踏まえ、引き続き実施を検討する。</p>	
<b>○青年団体等民間ボランティア団体等との連携</b>					
非行等の問題を抱える少年の立ち直りを図るため、同世代又は年齢の近い世代である大学生や青年ボランティア団体等と連携し、少年の相談相手となったり、勉学・社会参加活動等を支援する活動を促進する。また、地域におけるボランティアによる自主的な取組を活性化させるための支援に努める。	法務省 警察庁 その他関係省庁	<p>○各都道府県警察が少年警察ボランティアとして委嘱した大学生等が、少年の相談相手や広報等の活動を実施。【警察庁】</p> <p>○BBS会（兄や姉のような身近な存在として“同じ目の高さ”で接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを援助するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体）と連携し、「ともだち活動（非行少年等と「ともだち」となり、更生を支援する活動）」等の活動を支援。【法務省】</p>	<p>○平成18年度、大学生ボランティアを32道府県で委嘱。</p> <p>○「ともだち活動」実施回数 H17年度 219回 H18年度 280回</p>	<p>○関係機関・団体との連携により、引き続き、現在の取組を推進する。</p> <p>○引き続き、現在の取組を推進する。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実</b>					
<b>○相談しやすい窓口の整備</b>					
子ども、保護者、学校関係者等への相談窓口についての情報発信の推進、インターネットの活用等による相談しやすい環境の整備、各種相談窓口の一元化や民間施設へ相談窓口を配置するなど、困難を抱える少年の就学・就労等を促進する。	警察庁 その他関係省庁	<p>○全国10か所（8都道府県）の街頭ビジョンを活用し、少年相談窓口を広報する映像を放映。</p> <p>○平成19年1月、各都道府県警察に対し「都道府県・指定都市教育委員会における教育相談窓口との連携協力及び少年相談窓口の夜間、休日における対応の強化について」（通達）を发出し、教育相談窓口との連携協力と夜間、休日における相談への早急な対応等について指導を実施。 【警察庁】</p> <p>○文部科学省ホームページで相談窓口を周知。また、子どもたちが全国どこからでも夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談できるよう、全国統一の電話番号を設定。【文部科学省】</p>	<p>○各都道府県警察において、当直員、留守番電話、FAX又はメールにより、夜間、休日の相談に対応する。</p> <p>○平成19年2月21日からすべての都道府県・指定都市教育委員会において、24時間対応を可能とするための体制を整備した。</p>	<p>○引き続き、全国10か所（8都道府県）の街頭ビジョンで広報を行う予定。</p> <p>○引き続き、夜間、休日における少年相談窓口の対応強化に努める。</p> <p>○平成20年度以降の取組については、平成19年度の「24時間ダイヤル」の利用状況や都道府県・指定都市教育委員会の意見を踏まえて検討する。</p>	
<b>○ボランティアによる相談活動等のための教材の作成等</b>					
少年非行や児童虐待等を未然に防止するため、少年補導職員や少年警察ボランティア等による相談活動等の実効性を高めるよう、効果的な面接・相談や保護者に対する指導等についての教材の作成等を行う。	警察庁	○児童虐待の未然防止等を目的とした全警察職員対象の視聴覚教材用DVDを制作し、都道府県警察に配布。【警察庁】	○教材用DVDを制作し、都道府県警察本部及び警察署に各1本配布。	○効果的な相談活動の実施に向けて、研修等の充実に努める。	
<b>○「子どもの人権110番」等による相談・救済活動の推進</b>					
全国50の法務局、地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、児童虐待等を始めとする子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受け付け、解決を図る取組を促進する。	法務省	<p>○平成18年度、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月23日から9月3日まで）及び「いじめ」問題相談強化週間（10月23日から同月29日まで）において、相談窓口の開設時間の延長等を実施。</p> <p>○平成19年2月22日から、子どもが安心して、気軽に相談できる環境を整備するため、専用相談電話のフリーダイヤル化（0120-007-110）と、「いじめ」問題を始めとする人権問題について、相談者が相談窓口の開設時間を気にせず相談を申し出ることができるようインターネットによる人権相談受付システムを導入。 【法務省】</p>	<p>○相談件数 （子どもの人権110番による相談）</p> <p>H17年 9,127件 H18年 12,885件</p>	○フリーダイヤル化した「子どもの人権110番」とインターネットによる人権相談受付システムを継続して実施する。また、平成19年度も9月17日から同月23日に専用相談電話の強化週間を計画している。	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>(3) 問題を抱える青少年の立ち直りのための継続的活動の場づくりの推進</b>					
<p>非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援するため、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、また青少年の活動支援を行う体験活動コーディネーターを委嘱することにより、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を行う場づくりを推進する。</p>	文部科学省	<p>○地域のボランティア団体、青少年団体等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）づくりを推進。（問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業）【文部科学省】</p> <p>◎問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業（予算額）  H18年度 51百万円  H19年度 45百万円</p>	<p>○事業の実施都道府県数  H17年度 16都道府県  H18年度 14都道府県</p> <p>○継続的活動の場数  H17年度 70か所  H18年度 71か所</p>	<p>○引き続き、問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくりを推進する。</p>	
<b>(4) 立ち直りに資する少年事件捜査の推進等</b>					
<b>○立ち直りに資する少年事件捜査等の推進</b>					
<p>非行等を犯した少年に対して、立ち直りに資する感銘力のある捜査、調査を行うため、少年の特性等を踏まえた効果的な捜査、調査の在り方を検討するとともに、カウンセリング技術の習得など少年補導職員等の専門的知識及び技能の向上を図る。</p>	警察庁	<p>○各都道府県警察の少年警察部門を担当する警察官を対象にした全国会議、専科教養、長官監察等を行い、効果的な捜査、調査の事例紹介や事例に基づく協議、検討等を行うなど、少年の立ち直りに資する感銘力のある捜査、調査を推進。</p> <p>○少年補導職員を対象にしたカウンセリング技術の習得等に関する研修を行い、職員の専門知識及び技能の向上を推進。【警察庁】</p>	<p>○研修等実施実績  全国レベルでの開催回数  H18年度 4回  H19年度 3回（予定）  このほか、各都道府県において、少年事件捜査・調査に関する研修を1回以上開催</p>	<p>○引き続き、全国会議、研修等を実施する予定。</p> <p>○少年の立ち直りに資する少年事件捜査、調査を推進するための執務資料の作成を検討する。</p> <p>○各都道府県の少年警察を担当する警察官を集め、少年の立ち直りに影響を与えた捜査・調査の事例、立ち直り支援と連動した捜査・調査等を発表して協議するなどし、各都道府県警察の実務能力のレベルアップを図る。</p>	
<b>○「少年対話会」の推進</b>					
<p>少年の立ち直り及び適切な被害者支援等に資する観点から、非行少年、保護者、被害者等に対話の機会を提供する少年対話会を実施し、その有効性等について検討を進める。</p>	警察庁	<p>○少年対話会パイロット事業に関する調査研究会を開催し、対話会の今後の課題等を検討するとともに、少年対話会の実施手順に関するDVDを作成し、各都道府県警察へ配布。【警察庁】</p>	<p>○少年対話会DVD配布部数  全都道府県に各1部配布</p>	<p>○引き続き、少年対話会の有効性等について検討する予定。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>2 犯罪被害や虐待を受けた子どもに対する支援の強化</b>					
<b>(1) 児童虐待防止対策の充実</b>					
<b>○児童相談所と各種専門機関との連携の強化</b>					
児童相談所が高度で専門的な判断が必要なケースに対応できる体制を確保するため、医療、法律等の専門機関との協力・連携体制の強化を図る。	厚生労働省	○平成17年度以降、児童相談所が医療機関や弁護士等と協力や連携を図るための事業を実施し、体制の強化を推進。（児童虐待防止対策支援事業）【厚生労働省】	○医療機関との連携が図られている自治体数 H17.4.1 37都道府県・指定都市 H18.4.1 47都道府県・指定都市・児童相談所設置市	○引き続き、現在の取組を継続し、医療、法律等の専門機関との協力・連携体制の強化を図る。	平成21年までに全都道府県・指定都市で実施。（子ども・子育て応援プラン）
<b>○児童相談所の相談機能等の強化</b>					
夜間・休日の対応を確保する「24時間・365日体制強化事業」や一時保護所の環境改善等の取組を推進する。	厚生労働省	○平成17年度以降、児童相談所が夜間・休日の対応を行うための非常勤職員の配置を実施。（児童虐待防止対策支援事業）  ○平成17年度、次世代育成支援対策施設整備交付金を創設し、一時保護所が虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや、非行児童に個別対応できる居室等の改善を図る場合に、整備費の助成を実施。【厚生労働省】	○夜間・休日の対応がとれている自治体数 H17.4.1 59都道府県・指定都市 H18.4.1 63都道府県・指定都市・児童相談所設置市  ○一時保護所の環境改善が図られている自治体数 H17.4.1 12都道府県・指定都市 H18.4.1 17都道府県・指定都市・児童相談所設置市	○引き続き、現在の取組を継続し、夜間・休日の対応の強化や、一時保護所の環境改善等を推進する。	平成21年までに全都道府県・指定都市で実施。（子ども・子育て応援プラン）
<b>○市町村における虐待防止体制の整備</b>					
市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置を促進し、関係機関等の連携の下で適切な対応を図る。	厚生労働省	○市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会について設置を促進。なお、地域協議会の前倒し設置を進めるため、平成18年度補正予算において、同年度中に専任職員を配置して地域協議会を設置する場合には、その調整機関に必要な設備の整備を実施。  ○平成19年度予算において、要保護児童対策地域協議会機能強化のため、都道府県から地域協議会に児童相談所0B等児童家庭相談の専門家を派遣・配置。【厚生労働省】  ◎要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進の機能強化（予算額） H18年度 1,783百万円の内数 H19年度 2,307百万円の内数	○市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む）の設置率 H17.6 51.0% H19.3 85.1%（見込み）	○引き続き、現在の取組を継続し、要保護児童対策地域協議会の設置の促進を図るとともに、機能強化に努めていく。	平成21年度までに全市町村に設置。（子ども・子育て応援プラン）

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○児童虐待等の被害から子どもを守るための対策の充実強化</b>					
児童虐待等を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、ボランティアや関係機関と連携して、児童虐待等の被害から守るための対策を充実強化する。	警察庁 文部科学省	<p>○平成18年9月、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応について」を全国警察に通達。【警察庁】</p> <p>○専門家を集めた調査研究会議を開催し、学校等における児童虐待防止に向けた取組について調査研究を実施。（学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究）【文部科学省】</p> <p>◎学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究（予算額） H18年度 10百万円</p> <p>◎問題を抱える子ども等の自立支援事業（予算額） H19年度 1,227百万円（新規）</p>	<p>○開催実績 H17年度 7回 H18年度 6回</p>	<p>○引き続き、現在の取組を継続し、関係機関との一層の連携を図って、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に努める。</p> <p>○調査研究の成果として、教員等向けの研修教材を作成し、児童への支援等に向けた教職員の適切な対応を促進する。</p> <p>○児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応など関係機関と連携した効果的な取組についても調査研究を実施する。（新規「問題を抱える子ども等の自立支援事業」）</p>	
<b>(2) 犯罪等被害少年の立ち直り支援の充実</b>					
<b>○被害少年の相談しやすい窓口の整備等</b>					
犯罪等の被害を受けた少年が相談しやすい環境の整備を図るため、「ヤング・テレホン・コーナー」等の電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、インターネットの利用による相談の導入等を促進するとともに、支援に当たる職員やボランティア等の専門的な知識・カウンセリング技術の修得・向上を図る。	警察庁	<p>○全国10か所（8都道府県）の街頭ビジョンを活用し、少年相談窓口を広報する映像を放映。（再掲）</p> <p>○平成19年1月、各都道府県警察に対し「都道府県・指定都市教育委員会における教育相談窓口との連携協力及び少年相談窓口の夜間、休日における対応の強化について」（通達）を発出し、教育相談窓口との連携協力と夜間、休日における相談への早急な対応等について指導を実施。（再掲）</p> <p>○少年相談フォーラムの開催や、研修の実施を通じて少年相談に従事している警察職員に、専門職として必要なカウンセリング知識や技術の修得を促進。【警察庁】</p>	<p>○各都道府県警察において当職員、留守番電話、FAX又はメールにより、夜間、休日の相談に対応。</p>	<p>○引き続き、全国10か所（8都道府県）の街頭ビジョンで広報を行う予定。</p> <p>○引き続き、夜間、休日における少年相談窓口の対応強化に努める。</p> <p>○引き続き、少年相談フォーラムを開催し、研修を実施する予定。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>○学校における相談体制の充実</b>					
<p>スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」を配置し、児童生徒の相談や、保護者や教員への助言・支援に当たること等により、学校における相談体制を充実する。</p>	文部科学省	<p>○スクールカウンセラーを活用するための効果的な取組についての調査研究を推進。（再掲）</p> <p>○地域の人材を活用した「子どもと親の相談員」の配置と、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進。（再掲）【文部科学省】</p>	<p>○スクールカウンセラーについては平成18年度計画で中学校を中心に約1万校に配置。（実績は集計中）</p> <p>H17年度 9,547校 H18年度（実績集計中）</p> <p>○子どもと親の相談員の配置</p> <p>H17年度 974校 H18年度 968校</p>	<p>○引き続き、スクールカウンセラーの配置・活用を推進する。</p> <p>○引き続き「子どもと親の相談員」の配置を推進する。</p>	
<b>(3) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実</b>					
<b>○児童養護施設や里親制度の充実</b>					
<p>保護者から虐待を受けた子ども等に対しては、より良い環境の下で養育を行う必要があるため、児童養護施設等における支援の向上や、里親制度の充実を図る。</p>	厚生労働省	<p>○虐待を受けた子ども等に対し、個別にきめ細やかな支援を行うため、施設の小規模化の推進や心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員の配置により、支援を強化。また、里親制度の充実を図るため、里親支援事業、里親委託推進事業を推進。【厚生労働省】</p>	<p>○施設の小規模化の推進</p> <p>H17年度 375か所 H18年度 440か所</p> <p>○心理療法担当職員の配置</p> <p>H17年度 299か所 H18年度 489か所</p> <p>○被虐待児個別対応職員の配置</p> <p>H17年度 676か所 H18年度 685か所</p> <p>○里親制度の推進（委託率）</p> <p>H17年度 9.1(%) H18年度 集計中</p>	<p>○引き続き、虐待を受けた子どもに対して、児童養護施設等における支援の向上や、里親制度の充実を図る。</p> <p>○施設の小規模化の推進</p> <p>H21年度 845か所（子ども・子育て応援プラン）</p> <p>○里親委託率</p> <p>H21年度 15%（子ども・子育て応援プラン）</p>	
<b>3 外国人への子どもへの支援</b>					
<b>(1) 効果的な相談・補導活動等の推進</b>					
<p>外国人少年や保護者に対する相談・補導活動等を効果的に実施するため、生活習慣や文化の差異等を踏まえた効果的な面接・相談要領や、保護者に対する指導要領、広報啓発資料等の作成等の取組を推進する。</p>	警察庁	<p>○全国の少年相談等の担当者を対象とした会議において、外国人少年の非行防止対策に関する優良事案の紹介等の情報交換を実施。【警察庁】</p>		<p>○外国人少年の非行防止や相談・補導等の取組の在り方等について検討する。</p>	

	関連府省	主な施策の実施状況	具体的な達成状況（数値等）	今後の主な施策の実施予定	備考
<b>(2) 外国人児童生徒の受入体制の充実等</b>					
<b>○外国人児童生徒の受入体制の充実</b>					
<p>学校への日本語指導等のための教員の配置や、日本語指導法の開発、日本語指導に関する研修の実施など、公立学校における外国人児童生徒の受入体制の充実を図る。学校外においても、地域における日本語教育の充実を図る。</p> <p>また、不就学の問題については、関係機関とも連携しつつ、不就学の実態把握や要因分析、就学支援のあり方等について検討を行う。</p>	文部科学省	<p>○日本語指導等に対応した教員の配置。</p> <p>○JSL (Japanese as a second language)カリキュラム（第二言語としての日本語指導法）の開発。</p> <p>○外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会の実施。</p> <p>○就学ガイドブックの周知。修学ガイドブックを教育委員会等に配布し、HPに掲載。</p> <p>○不就学外国人児童生徒の実態把握及び就学支援の在り方の研究の実施。（不就学外国人児童生徒支援事業）</p> <p>◎不就学外国人児童生徒支援事業（予算額。18年度限り） H18年度 19百万円</p> <p>○地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの構築の実施。（帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業） 【文部科学省】</p> <p>◎帰国・外国人児童生徒受入促進事業（予算額） H19年度 157百万円（新規）</p>	<p>○加配教員 H17年度積算 985人 H18年度積算 985人 H19年度積算 985人</p> <p>○講習会開催実績 H17年度 年1回 H18年度 年1回 H19年度 年1回（予定）</p> <p>○「不就学外国人児童生徒支援事業」指定地域 H18年度 13か所</p> <p>○「帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」指定地域 H18年度 16か所</p>	<p>○引き続き、日本語指導等に対応した教員の配置に努める。</p> <p>○「JSLカリキュラム実践支援事業」を実施する。</p> <p>○引き続き、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会を実施する。</p> <p>○就学ガイドブックの簡易版を作成、配布する予定。</p> <p>○引き続き、外国人児童生徒の受入体制や日本語教育の充実に努める。</p> <p>○「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の実施する。（平成18年度「帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」の内容を継承）</p>	
<b>○外国人の就労支援</b>					
<p>外国人の子どもの保護者の就労支援のため、主要な公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設け、通訳相談員を配置するなどの取組を推進する。</p>	厚生労働省	<p>○外国人の多い公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、ポルトガル語等の通訳相談員を配置するとともに、日本で就労するために知っておくべき基本的な事項について5か国語に翻訳したパンフレットを作成・配布。 【厚生労働省】</p>	<p>○外国人雇用サービスコーナーの設置 H17年度 80か所 H18年度 81か所</p> <p>○外国人求職者向けパンフレットの作成 H17年度 91,152冊 H18年度 80,700冊</p>	<p>○引き続き、外国人雇用サービスコーナーの設置、外国人求職者向けパンフレットの配布を実施する。</p>	

(注) ◎印は、関連する施策の予算額を示す。